

## 長野県の御嶽山火山観測データの気象庁への提供に関する協定書

長野県木曾建設事務所（以下、「甲」という。）及び気象庁地震火山部（以下、「乙」という。）は、御嶽山における火山活動の常時監視の強化と火山活動解析評価のため、甲に所属する御嶽山の火山観測データ（以下、「観測データ」という。）の乙への提供について、下記のとおり協定する。

### 記

#### （目的）

1. この協定は、乙が行う以下の目的に資するため、甲に所属する観測データを乙に提供するに当たって必要な事項を定めるものである。

#### 乙の利用目的

乙の他、別途細目にて定める気象官署は以下のとおり利用する。

- （1）火山防災業務として必要な火山活動の常時監視
- （2）火山防災業務として必要な火山情報や資料・調査研究報告の作成及び発表

乙は、この協定に基づき甲から提供された観測データを、上記以外の目的に使用しないものとする。

#### （システムの接続構成及び維持管理区分）

2. 甲から乙へ観測データを提供するためのシステム接続構成及び維持管理区分は、別図1に示すとおりとする。

#### （経費の負担）

3. 経費については以下のとおりとする。
  - （1）甲から乙への観測データの伝送に係る通信経費は乙の負担とする。
  - （2）甲または乙が整備した機器の維持経費は、それぞれの維持管理区分について負担する。

#### （観測データの公表）

4. 乙は甲から提供された観測データを含む資料並びに当該観測データを含む資料並びに当該観測データを用いた成果を公表する際には、使用した観測データの提供機関名（クレジット）を明示することを原則とし、詳細は別途細目にて定める。

#### （業務変更等に伴う処置）

5. 業務変更等に伴い、観測データの仕様等に変更が生じた場合及び障害又は施設の保守、改修などにより観測を停止する場合は、甲乙は、それぞれ可能な限り事前に連絡するよう努めるものとする。

(疑義の解決)

6. 本協定に関する疑義及び本協定に記載のない事項について疑義が生じた場合は、両者協議してこれを解決するものとする。

(協定書の保管)

7. この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ甲乙各自1通を保管するものとする。

(有効期間)

8. 本協定書の有効期間は、契約締結日から平成20年3月31日までとする。但し、甲又は乙から何らかの意思表示がない時は、同一条件をもって、さらに1年間更新する。その後の期間についても同様とする。

(委任規定)

9. 甲が提供する観測データの内容、手段その他この協定の実施に関する必要な細目的事項は、甲は「長野県木曾建設事務所長」が、乙は「気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センター所長」が、相互に協議して定めるものとする。

平成19年2月6日

(甲)

長野県木曾建設事務所 所長

西澤 博

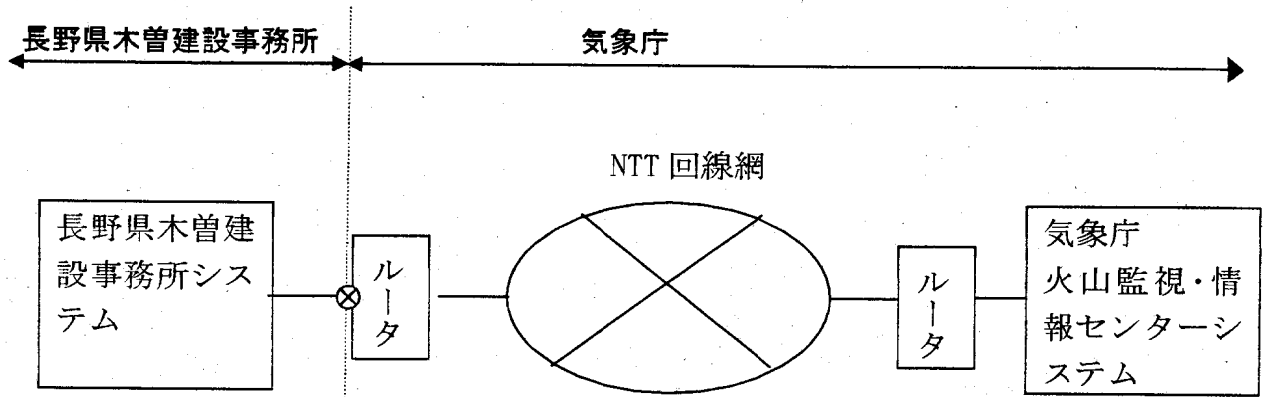


(乙)

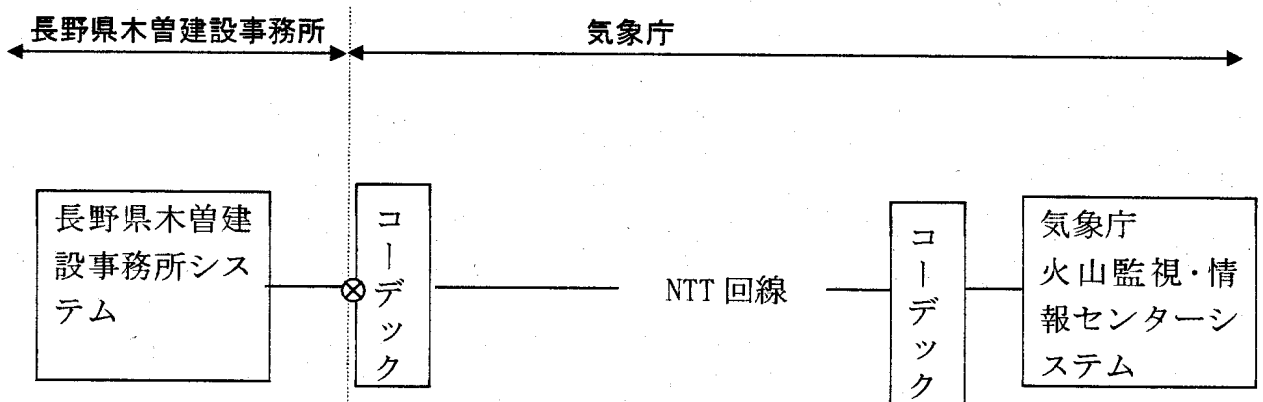
気象庁地震火山部管理課 課長

西出 則武





別図 1-a : 長野県木曾建設事務所と気象庁のシステム構成及び維持管理区分  
(地震計、空振計、傾斜計データ)



別図 1-b : 長野県木曾建設事務所と気象庁のシステム構成及び維持管理区分  
(監視カメラ映像)